

厚生委員会会議録

平成27年12月14日(月)

(開会) 10:02

(閉会) 11:30

案 件

1. 議案第134号 平成27年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第135号 平成27年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第136号 平成27年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
5. 議案第159号 契約の締結(仮称)子育てプラザ建設工事)
6. 議案第164号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)
7. 議案第174号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)
8. 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

【 報告事項 】

1. 指定特定施設(特定施設入居者生活介護)整備の協議について (介護保険課)
2. 財政見直しについて (財政課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第134号の補足説明をいたします。補正予算書の129ページをお願いいたします。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4891万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億1593万9千円と定めるものでございます。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を精査いたしまして、歳入歳出において増減をいたしております。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

139ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、185万6千円の増につきましては、人件費等の増によるものでございます。同じく、3目、医療費適正化特別対策事業費314万7千円の減につきましては、本年5月から第三者行為求償に係る事務処理のすべてを、福岡県国民健康保険団体連合会に委託することとしましたことから、嘱託職員に係る人件費等を減額するものでございます。

141ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計いたしまして、1人当たり医療費の増加を見込み、1億9168万5千円増の84億3649万8千円を計上いたしております。同じく2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、一般分と同様に3月分までの見込みを推計いたしまして、1526万9千円を増額計上いたしております。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、8385万3千円増の12億3937万4千円を計上いたしております。

142ページをお願いいたします。2款、保険給付費、3項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金につきましては、当初予算では年間162件を見込んでおりましたが、申請件数の増加

により、年間180件を見込み、756万円を増額いたしております。3款、後期高齢者支援金、4款、前期高齢者納付金、6款、介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への納付額が確定いたしましたので、その金額にあわせて補正をいたしております。

144ページをお願いいたします。9款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金につきましては、平成26年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するもので、1億1652万4千円を計上いたしております。

133ページをお願いいたします。歳入予算の主なものについてご説明いたします。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計いたしまして、当初予算額25億8327万2千円から約3.7%の減、24億8886万4千円を計上いたしております。この減額の主な要因といたしましては、軽減対象の拡大に伴います、軽減世帯の増加によるものでございます。

135ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金につきましては、歳入予算の前期高齢者交付金、歳出予算の一般の療養給付費及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の増減に伴いまして、8876万8千円を増額いたしております。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金で、基盤安定繰入金の確定、県調整交付金及び療養給付費等国庫負担金減額分繰入金等の精査に伴い、歳入不足を補うための財源調整額が1億3784万4千円増の2億4727万1千円となり、総額で1億6359万1千円の増額補正をいたしております。

136ページをお願いいたします。4款、療養給付費交付金につきましては、歳出予算の退職療養給付費の増額、平成26年度の未交付分3740万4千円の追加交付等により、6011万7千円の増額となっております。5款、前期高齢者交付金につきましては、交付額が確定しましたので、1億7363万6千円を減額補正いたしております。6款、県支出金、2項、県補助金、1目、財政調整交付金につきましては、本年度から県調整交付金の交付内容が見直されたことにより、2節、財政健全化交付金で1億9239万3千円の減額補正をいたしております。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減対象者数に応じた国の財政支援措置の拡充によりまして、保険基盤安定事業繰入金保険者支援分が1億8608万円の増などにより、総額で1億9899万8千円の増額補正をいたしております。

137ページをお願いいたします。10款、繰越金につきましては、平成26年度の繰越金2億9793万6千円を計上いたしております。11款、諸収入、3項、雑入、5目、雑入につきましては、138ページになりますが、福岡県国民健康保険団体連合会へ拠出した審査支払手数料の返還金284万7千円などを計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

137ページの繰越金についてお尋ねしますけれども、現時点で2億9793万5千円という繰越金が計上されておりますが、これが、そのまま黒字になるというふうにはならないというようなお話ですので、これがどういう形で最終的に国保会計が黒字になるのか、赤字になるのか、見込みでしようけれども、教えてください。

○医療保険課長

この繰越金につきましては、先ほどご説明いたしましたが、平成26年度の国庫負担金等の超過交付分等がこの繰越金には含まれております。最終的に、平成27年度の決算見込みといたしましては、医療費の増等もございまして、2億4727万1千円の赤字の見込みという状況でございます。

○宮嶋委員

これから、もらい過ぎていた分があって、それを返さないといけないので、結局2億4千万円の赤字というふうなことです。去年は財政健全化交付金とかいう部分もいろいろあって、何とか黒字になるんじゃないかなというふうに思っていたんですけど、今言われたように医療費の高騰というのが原因ですか。

○医療保険課長

今質問委員がおっしゃいますとおり、医療費の伸びが当初の見込みよりも大きいということ、それから県の調整交付金で、交付率の配分見直し等がございまして、財政健全化交付金が約1億数千万円ほど、例年よりも減の見込みということが、主な要因でございます。

○委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきと決定いたしました。

次に、「議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の149ページをお願いします。今回の補正は、決算見込みにより補正を行うもので、第1条、第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出を、それぞれ1億4254万3千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8324万1千円に、同条第3項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出を、それぞれ256万円を増額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3005万1千円にしようとするものです。

補正予算書の152ページ、第2表債務負担行為をお願いします。今回、債務負担行為を計上いたしました理由は、28年度に地域包括支援センターを二瀬・穂波西・筑穂の在宅介護支援センターに委託するもので、来年4月からの地域包括支援センターの届出や指定介護予防支援事業所の手続等の事前準備行為が必要なため、地域包括支援センター運営委託料として、平成27年度から28年度まで、7164万6千円を限度額として、債務負担行為を行っております。

続きまして、補正の内容につきましては、保険事業勘定の事項別明細により、主なものについて、歳出・歳入の順で説明いたします。

補正予算書の158ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費の158万6千円の増につきましては、1目、一般管理費において、人件費の205万3千円の増額及び制度改正に伴う介護保険システム改造委託料の執行残47万1千円の減額が主なものです。

次ページの同款、3項、介護認定審査会費の446万2千円の減額につきましては、1目、介護認定審査会費においては、81万3千円の減額で、審査会開催減に伴う報酬、費用弁償の減額になります。2目、認定調査等費においては、364万9千円の減額で、職員給与費108万円の減額、申請件数の減少に伴う主治医意見書等作成手数料170万1千円及び介護

認定調査委託料73万4千円の減額が主なものです。

159ページをお願いします。下段の2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費の減に伴う4730万8千円の減額から161ページ中段の6項、その他諸費、1目、審査支払手数料11万6千円の増額までにつきましては、今年度前半の給付費の実績をもとに、各給付費の決算見込みを行い、保険給付費7972万5千円増額補正し、給付総額を127億4638万3千円にするものです。

次に161ページの3款、地域支援事業費、1項、事業管理費の690万5千円の減額につきましては、人件費の減額が主なものです。162ページの同款、2項、介護予防事業費の342万1千円の減額につきましては、一次予防事業及び二次予防事業の各種教室等の事業の減に伴う手数料の減額が主なものです。

次に163ページの3項、包括的支援事業・任意事業費の97万2千円の減額につきましては、説明欄にあります各事業の事業減に伴う減額によるものです。

次に164ページの4款、基金積立金、1項、基金積立金1047万8千円の増額は、介護保険給付費等準備基金の積立金1033万円の増額が主なものです。

同じく164ページの5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金6651万4千円の増額につきましては、国・県の前年度の介護給付費負担金の確定により、超過受け入れ分6174万6千円の返還、26年度報酬改定に伴うシステム改修の確定に伴う超過分8万8千円並びに地域支援事業の支払基金交付金及び国庫・県交付金の返還金を合計した468万円を返還するものです。

次に、歳入について説明いたします。154ページをお願いします。1款、保険料、1項、介護保険料の4841万円の減額につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料1億1561万1千円の減額及び現年度分普通徴収の増額6716万7千円及び滞納繰越普通徴収保険料の増額3万4千円を相殺したものです。これは、7月の本算定状況から決算額を見込み、それぞれの比率、人数・階層・金額の増減に伴い、特別徴収においては人数の減により減額し、普通徴収においては人数の増により増額補正するものです。

次に2款、使用料及び手数料、1項、手数料の11万5千円の増額につきましては、介護保険料督促手数料の件数の増に伴うものです。

同じく154ページの3款、国庫支出金、155ページの4款、支払基金交付金、及び156ページ5款、県支出金は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増減補正をしております。6款、財産収入14万8千円の増額については、基金利子及び運用収入の増額になります。

同じく、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金4078万3千円の増額については、歳出の保険給付費に決算見込みに応じ、それぞれの負担割合で増額補正したものです。

なお、平成27年度の制度改正により、今年度から一般会計繰入金の項目において、6目、低所得者保険料軽減繰入金を追加し、保険料の軽減分の財源として、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担分3658万7千円を繰り入れるものです。

次に157ページの8款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金7027万9千円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。9款、諸収入、3項、雑入、92万7千円の増額は、給付費返納金33万4千円の増額、審査支払手数料84万9千円の増額及び健康づくりデイサービス利用者負担金24万2千円の減額が主なものです。

続きまして、介護サービス事業勘定について、補足説明いたします。169ページをお願いします。歳入歳出ともに、介護サービス事業勘定につきましては、全体で256万円の増額となっております。

172ページをお願いいたします。歳出においては、主なものは、2款、事業費、1項、居宅介護事業費、1目、居宅介護事業費の職員給与費嘱託職員分において、126万6千円の減

額、及び同目のその他の居宅介護支援事業費において、地域包括支援センターのケアプラン作成手数料373万円の増額になります。

171ページをお願いいたします。歳入においては、決算見込みにより介護予防サービス費582万4千円の増額、事務費等繰入金334万1千円の減額及び前年度繰越金10万5千円の増額などを相殺し、256万円の増額となるものです。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第136号の補足説明をいたします。

補正予算書の175ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4252万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4731万1千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

179ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人事異動等により301万6千円の減額をいたしております。

180ページをお願いいたします。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成26年度の出納整理期間中に収納しました、前年度保険料繰越分を納付するもので、4561万6千円の増額となっております。

178ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款、繰入金、1項一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の減額等により319万6千円の減額となっております。同じく、2目、保険基盤安定繰入金につきましては、軽減判定所得の改正により、均等割の5割、2割軽減が拡大されたことに伴い、337万2千円の増額となっております。4款、繰越金につきましては、平成26年度の出納閉鎖期間における本年27年4月及び5月収納分の保険料4235万2千円を計上いたしております。

以上簡単ですが、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

議案第152号の補足説明をいたします。お手元に配付しております議案書の37ページをお願いいたします。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例になります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する省令の公布に伴い、介護保険法施行規則の一部が改正され、申請事務の届出等に個人番号が追加されることになりました。

今回の条例の改正規定は、介護保険法第142条により条例に委任された保険料の徴収猶予、減免申請について同様の規定の整備を行うものです。

新旧対照表でご説明いたします。38ページをお願いいたします。今回の改正は、第10条、第11条のそれぞれ第2項第1号の「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改めるものです。施行については、いわゆるマイナンバー法の施行期日と同様の平成28年1月1日となります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

今言われるマイナンバー制度ですけれども、導入前からさまざまな危惧がたくさん寄せられておりますし、大変な予算をつぎ込んで、マイナンバー制度を導入されておりますけれども、本当にこれで個人の情報が守れるのかという危惧があります。そういうことを含めて、このマイナンバー制度をこの条例に挿入するということで、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

他に討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第159号 契約の締結（(仮称)子育てプラザ建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

議案書69ページの議案第159号 契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、「(仮称)子育てプラザ建設工事」につきましては、契約金額1億8485万

8200円で、「協同建設株式会社 代表取締役 松岡雷蔵」と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から平成28年9月16日までとしております。

本件の入札執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」に基づきまして、業者選考委員会において、参加要件等を決定し、10月23日に入札公告を行い、11月10日に入札を執行いたしました。

なお、議案書71ページから80ページは、工事概要・位置図等となっております。

入札の結果でございますが、議案書資料の70ページの入札概要をお願いします。本件につきましては、1者からの入札参加申請があり、1者による入札の結果、予定価格1億8485万8200円に対し、落札額1億8485万8200円、落札率100%で「協同建設株式会社」が落札したものであります。

以上、簡単ではありますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

指名競争入札制度と言いながら、100%の落札率ですが、当初から1者しか入札しないということになれば、100%で応札するということでしょうけれども、もともと1者しか入札しないというふうなことがわかっていたのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○契約課長

大型発注が続いておる中で、S1等級の業者がほとんど手持ちの状況になっておりましたが、今回、先ほどもご案内いたしましたように、議案として上程する案件でございます。S1等級の業者に発注することを業者選考委員会で決定いたしました。その結果、1者入札になる可能性があるというような中ではありましたが、発注に踏み切ったものでございます。

○宮嶋委員

近年ですね、こういう1者入札とか、予定価格の入札、こういうのがふえている原因は、どういうところにあると思われませんか。

○契約課長

質問委員、ご存じのように平成27年に入りまして、新庁舎建設工事に始まりまして、幸袋小中一貫校、穂波東小中一貫校、それから菰田保育所、市立病院の改築工事、そして今回のこの子育て交流プラザと、非常に大型案件が集中しております。市内業者さんのほうで対応していただいている案件なのでございますが、当然、業者数の数にも限りがございますので、先ほどご質問いただきましたような状況です。非常に高い落札率が続いているという状況でございます。

○宮嶋委員

確かに公共工事が本当に集中して行われています。こういう中で、こういう事態が起こってくるであろうということは、執行部のほうで予測できるんじゃないかと思いますが、こういう関係で、どれも急ぐと言われればそうなんでしょうけれど、公示時期をずらすとか、そういう市としての工夫というか、そういうものが必要ではないかと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○副市長

今質問議員が言われるように、ここ2、3年大型の公共工事の発注が続いております。おっしゃるように、我々としてもできるだけ、大型の工事というのは、計画的にしたいというのは正直なところではございましたけれども、例えば学校あたりは27年度までに耐震を終わらせるとか、対外的にも、国の指導もございました。そういうことを含めまして、合併特例債などいろんな形の中で、余り短期的に集中してやると、将来にわたって、短期的に補修がでてくると

いうことは十分承知しておりますので、基本的には一定の期間を設けてやるのが本来の筋だろうと思っておりますが、たまたま、この時期に重なったということで、この入札関係の業者選考委員会につきましても、総務委員会のほうで去年と今年にかけまして、従来のやり方ではなくて、特例の方式ということで、この2年間に限定して、特別に手持ちがある場合でも、万が一、1者であっても、入札をやるというような了解をいただいた中で、ただおっしゃるように競争相手が少なくなると、どうしても高めになるということについては、我々も困った問題だなと正直思っております。ただ、今後については、計画的なですね、今年から来年までですか、小中一貫校が予定としてありますので、28年度中にはこの問題は、おそらく解消するであろうというふうに思っております。

○宮嶋委員

ということは、来年度、入札が行われるであろうというところについても、1者入札で行うということですか。

○副市長

いえ、そういうことではなくて、大型の発注で今年度中からその時期までには、工事が終わりますので、十分ある一定の業者さんの数が確保できるであろうと。ただ、大型の発注が、おそらく来年中には、浸水対策を除けば、ほとんどなくなってくるという現状がございますので、この分については解消できるであろうというふうに思っております。

○委員長

宮嶋委員、ただいまの質疑については議案審査の範囲外になりますので、範囲内の質疑をお願いします。

○宮嶋委員

やっぱり、私はこの子育てプラザ自体は、将来を担う子どもたちが健やかに育つという本来の建設の趣旨、それには大いに賛成をしておりますけれども、こういう状況の中で、やっぱり、特例で1者入札を認めたということですから、貴重な税金を使うわけですから、もっと計画的に工事を配置するというようなことで、やっていただきたいということを申し述べて終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○江口委員

この子育てプラザで行われる事業について、ご案内ください。

○子育て支援課長

現在、東町で行っております子育て広場の事業をこちらで継続する予定にいたしております。

○江口委員

具体的はどのようなものになりますか。

○子育て支援課長

現在、子育て広場では、お子さん方の育児講座とか、広場で主催する事業、そのほか毎日お子さん連れで保護者の方々がお見えになっておりますので、こういった方々の遊びとか、活動を通したような子育て支援を行っております。来年度は1.5倍に広がりますので、それにふさわしい事業を今後、展開していきたいというように考えております。

○江口委員

こちらでは、一時保育に関してはやるんですしたか、どちらでしたか。

○子育て支援課長

一時預かりについては、こちらでは行う予定は、いまところございません。

○江口委員

ここの屋上のR階なんですけれど、こちらに関してはこども遊び場として、想定しているの

か、それともここはもう単なる屋根というふうな形なのか、どちらになりますか。

○子育て支援課長

現在のところは、夏場の天気の良い日に水遊びなどができるような仕様には一応しております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

さっき、反対討論したようですけども、1者入札は認められないということで反対します。

○委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第159号 契約の締結（（仮称）子育てプラザ建設工事）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）」について、補足説明いたします。

議案書92ページをお願いいたします。指定管理者に管理を行わせようとする施設は「サン・アビリティーズいづか」でございます。指定管理者の選定につきましては、本年7月1日から8月31日までの間、市報等で公募いたしました。

その後、飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を9月4日、25日、10月9日と3回開催していただき、申請団体の提出書類及び面談に基づき、評価審査の結果、10月22日に指定管理候補者の答申を受けました。地方自治法第244条の2第6項の規定により、この度議会の議決を求めるものでございます。指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人 いづか障害児者団体協議会、代表者 理事長、藤延啓治でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、本委員会に付託を受けておりました指定管理者制度全般に関する今後のあり方についての審査要望がありましたので、執行部の見解を求めます。

○総合政策課長

去る12月11日の本会議におきまして、ご指摘のございました「指定管理者制度」のあり方に関する検討の方向性につきまして、ご説明いたします。

本市の「指定管理制度」は、「市民のさまざまなニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図る」ことを念頭に運用してまいりましたが、平成15年に導入して以来、10年以上が経過しておりまして、議員各位からも、ご意見・ご指摘をいただいておりますことから「指定管理者制度の運用の見直し」が、必要であるものと考えております。

課題としましては、各施設の目的・性質・業務内容等を勘案し、その施設に最も適合したと判断される「募集の方法」や「指定管理者の応募や資格要件」に関する事項、そして、「各施設における指定管理期間の妥当性」などが、主たる課題ではないかと認識いたしております。

また、事務の取り扱いについても、改善すべき点があると考えますことから、出来る限り早急に、現行の運用についても検証を行い、現状に適合した制度運用を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

それでは、議案の補足説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど、公募してという話がありました。公募の結果、応募されたのはこの1団体だけだったという理解でよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○江口委員

たしかこの団体は今も指定管理をやっている団体だったかと思うんですが、ということは、途中でいくつか評価をいただいていますよね。その評価について、どのような評価であったのかご案内ください。

○社会・障がい者福祉課長

モニタリングといいますか、評価を平成25年度中に行っております。このときの最終的意見としましては、全般的に協定等の水準を満たし、業務を履行していると認められると。ホームページを活用し、イベント情報や施設の予約状況が確認できるなど、日ごろの情報発信が行われていると。適正という評価でございました。

○江口委員

それとですね、今まで現行の費用、運営のための費用、指定管理者に支払う分がいくらで、今回の提案がいくらなのか、ご案内ください。

○社会・障がい者福祉課長

私どものほうで設計いたしました仕様書に基づく金額は、平成28年度で、2073万8千円でございます。以降につきましては、消費税の改定等もございますので、それに見合った金額を計上いたしているところでございます。平成26年度で2083万2646円という委託料の概要でございます。

○江口委員

平成26年で2083万円余り、そして今回の提案については、先ほど設計というお話がありましたけれど、先方の提案としては、2073万8千円で、これから5年間やっていきたいということよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」について、補足説明をいたします。

追加議案書の13ページをお願いいたします。これは、平成28年度から飯塚市健康の森公園市民プール、多目的施設、多目的広場の3施設を一括して、「飯塚市体育協会・水泳協会・飯塚スイミンググループ」、「代表者 飯塚体育協会 会長 赤間公輔」を指定管理者として指定するものです。期間であります。平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

以上簡単であります。補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○佐藤委員

まず、確認させてください。地方自治法の第92条の2にこの議案は該当しないのか、どうなのか執行部のお考えをお聞かせください。

○健康・スポーツ課長

該当しないというふうに考えております。

○佐藤委員

なぜ該当しないのか、内容を説明してください。

○健康・スポーツ課長

執行権のある場合には、該当するかと思いますが、今回の場合には該当しないと考えております。

○佐藤委員

該当しないということですね。それでは除斥の対象にもならないという判断をして審議をさせていただきます。まず、体育協会、水泳教会とはどのような団体なのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

体育協会でございますけれど、本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする任意団体でございます。現在、飯塚市内の25の競技団体、12地区体育振興会のほか、老人クラブや青年会議所等を加盟団体として活動しております。また、水泳教会でございますが、飯塚市内のスポーツ水泳を振興し、その健全な普及、発展、水難事故の防止、体育向上及びアマチュアスポーツ精神を養うことを目的とする任意団体がございまして、体育協会の加盟団体でもございます。

○佐藤委員

体育協会の中に、私は水泳協会があると思っているんですが、水泳協会は体育協会の内部組織ではないのかどうか、お伺いします。

○健康・スポーツ課長

体育協会は、先ほど申しましたように、25の競技団体、12地区の体育振興会等が加盟団体でございます。活動しております。そのうちの25の競技団体のうちの1つに水泳協会がございまして、これら加盟団体は、それぞれでも規約、役員や予算を持ち、独立して活動しております。今回の指定管理者への申請もそれぞれ独立した団体として、されておるものと考えております。

○佐藤委員

加盟団体ではあるけれども、独立しているという判断なんでしょうね。それでは、水泳協会の実態について、どうお考えなのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

水泳教会でございますけれど、公認スポーツの指導者や水泳連盟の指導員等の方々によりまして、現在会員が31名いらっしゃいます。そういった方で県民体育大会の飯塚市の予選会や飯塚市の総合体育大会水泳競技の部などの事業を行っております。総会においても、こういった事業等にかかわる収支予算や決算の審議もされておりますので、そのような団体ではないというふうに考えております。

○佐藤委員

実際、この議案を提案されるときに体育協会があつて、その加盟団体である水泳協会がある。その水泳協会の中には、当然、飯塚スイミングの方もいらっしゃるでしょうし、嘉穂スイミングの方もいらっしゃる。いろんな方がいらっしゃると思うんですが、それではこの資格審査は、申請書の提出時においてどのように行われたのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

募集要項のほうでは、法律行為を行う能力のないもの、破産者で復権を得ていないもの、こういった方につきましては、指定を受けることができないということとしております。今回申請者には、それらには該当しない旨の申請資格に関する申立書を提出していただくということで、確認しております。

○佐藤委員

それでは、この水泳協会に参加する資格があると判断されたのでしょうか、どうなのでしょう、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であることを満たし、前述の指定を受けることができないものの条件に該当しないため、応募資格はあるものと判断をしております。なお、応募団体は必ずしも法人格を必要としないということになっております。

○佐藤委員

そうすると、今回のグループとして申請されている水泳協会と飯塚スイミングには重複している方がいると思われます。それでも申請は可能なのか。さらに、今回、選考されなかった団体から役員も入っているとしたら、2団体が競ったのに両方に同じ人がいると思われますが、それでも申請は可能なのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

飯塚スイミング、福岡嘉穂スイミングとも法人格をもった法人でございます。水泳協会の会員には法人会員はいらっしゃいません。すべて、会員は個人として入会をされております。今回の申請にあたっては、それぞれの企業、団体のほうで意思決定を行われ、申請をされたものと考えております。先ほど、ご答弁いたしましたように、資格審査の要件には今回のようなケースにおいては、申請が受理できないというふうになっておりませんので、申請は可能であるというふうに考えております。

○佐藤委員

少し整理をさせていただきますが、本来、飯塚市体育協会の中に水泳協会があつて、その中に飯塚スイミングの方々、それと別団体として応募された嘉穂スイミングの方々がおられるということですね。そうすると、通常の本市の入札制度では、どちらかひとつしか応募できないんだと、私は考えます。どちらか一方にしか参加資格を与えられない。今までの説明では、指定管理者の資格要件では、どちらも受理せざるを得ないということですね。でも、それでは、誤解を受けやすいと考えております。しかし、今回のケースを冷静に考えると、単に一方にしか参加資格を与えるように整理しなさいとはならないと。悪い言い方をすれば、嘉穂スイミン

グさんがどちらにでも応募できて、あわよくば単独で利益を得ることがあるかもしれないと予測することもできますが、この指定管理者においては、そんなに利益が出るものではないと思っております。他方、嘉穂スイミングさんが飯塚市の体育発展のために、それを承知で頑張られたのではないかと推測されます。もし后者であれば、この議案が可決されれば、担当部署としてどのように体育協会に対応されるのか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

今回、応募されました2者のグループ、団体につきましても、日ごろから市内で体育振興にご尽力をされている方々や団体でございます。体育協会とともに、今後もぜひ協力をして、飯塚市の体育振興に務めていただきたいと思いますし、体育協会にもそういった努力をお願いしたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひ、お願いいたします。私たちも何より飯塚市の体育振興は、地元でということ、さきの議会から主張させていただきました。しかし、そのことに甘えてもらってばかりでは困ります。あと1点、先ほども答弁されましたけれども、さきの議会で、指摘された点、そして今回のように誤解を受けやすいようなケースが起こらないように、ぜひとも、この件についても整理していただきたいと思っておりますが、執行部の考えをお伺いいたします。

○総合政策課長

ご指摘の点につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、募集の方法、資格要件、それから運用の方法等につきましても、早急に明確化することに向けまして、検討してまいりたいと考えております。したがって、今後、明確な要件等を皆さまにご報告していきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ、お願いいたします。早急にですね、次の議案提出にも間に合うようにお願いしたいと思っております。最後に9月議会で提案された案件の反省点、それまで地元企業だけという資格要件を受けた団体が、選考に地元企業以外の団体に劣ると結果が出たことは当局が育てることができなかったという反省もあると思います。そして、今回のケースを受けて、もし可決されれば、当団体に深くかかわって、健幸都市をうたっている本市の担当部署として市民の方々のスポーツ振興、そして健康になりたいと思って、健康の森運動公園に行かれる方のニーズにこたえられるように力を注いでほしいと思っておりますが、決意のほどをお聞かせください。

○健康・スポーツ課長

飯塚市は質問委員が申されるとおり、健幸都市いづかを目指してがんばっています。この達成のためには、市民の皆さまの意識の向上が不可欠であるというふうに考えております。そのためにも、市民のニーズを的確に捉えた施設運営が重要であるというふうに考えております。このため、今後につきましても、指定管理者や市民団体の皆さまと話し合いをし、ご意見を聞きながら、やっていきたいというふうに考えております。目標を達成できるよう、飯塚市としましては、最大限努力をしていきたいと考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

こういうプールだとかいうことになりますと、過去にも他の自治体ではいろんな事故が発生したりしております。こういう施設に関しては、公の責任で運営していくという立場を貫くべきではないかということで、この指定管理には反対をします。

○委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 06

再開 11 : 15

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議について」、報告を求めます。

○介護保険課長

さきの閉会中の委員会で報告しておりました県の28年度施設整備について、10月市報及び市のホームページで20床の特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議事業者募集を行っていましたが、応募がありませんでしたので、ご報告いたします。

以上、簡単ですが、報告についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見直しについて」、報告を求めます。

○財政課長

今回報告いたします財政見直しにつきましては、12月での報告となり、遅れましたことをまずお詫び申し上げます。

それでは、「飯塚市普通会計財政見直し」と書かれている資料をお願いします。

4ページをお願いいたします。財政見直しにおきまして特別事業としております「合併特例債等を活用した事業の概要」の説明をいたします。この表は、前回平成24年度の財政見直し作成時にお示しいたしました「公共施設等の整備について」をベースに今回見直しをしたもので、平成24年度から平成33年度までの主に公共施設の整備を中心とした事業を特別事業として位置付け、その事業の概要についてまとめたものでございます。

上段が平成24年から平成27年度まで、中段が平成28年度から平成33年度まで、下段が平成24年度から平成33年度までの概要です。また、左から順に、区分、対象施設、事業

費、財源を記載しており、金額は百万円単位としております。

最下段の表をごらんください。平成24年度から平成33年度までの事業をまとめておりますが、上から公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化関係、水道事業会計出資金で合計Aの欄の総事業費が809億5千万円、右側に財源としまして、国・県の支出金、合併特例債、その他の起債、一般財源を記載いたしております。その下の活用済みの合併特例債Bの欄は、前回平成24年度財政見通しにも示しておりましたが、この整備の概要作成前の平成18年度から平成23年度までにすでに活用いたしました合併特例債67億8200万円で、その下が全体の合併特例債活用予定額Cの欄は470億6500万円となります。その下の合併特例債活用限度額Dの欄が469億2800万円ですので、差引の活用残額Eの欄はマイナス1億3700万円となります。

公共施設の整備につきまして、労務費等の高騰により事業費が膨らんでいますが、平成27年度中に予定しております公共施設総合管理計画を策定いたしますと、小中学校統合など施設の統廃合に有利な起債が活用できますことから、合併特例債の活用額が少なくて済むこととなっております。

次に、このことを踏まえて作成いたしました財政見通しについてご説明申し上げます。

資料の表紙に戻ってください。財政見通しは、表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計でお示しております。基準年度は、平成27年度の決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見通し推計条件の主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成30年度以降2億円減額するとして推計いたしました。

地方交付税の普通交付税は、平成27年度の決算見込額から特殊要素であります地域経済・雇用対策費分および生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成28年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金の増、地方債の償還見込額及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。なお、合併算定替えの終了によります普通交付税の減額は、前回の24年度に作成いたしました財政見通しでは、平成33年度以降、約29億円が減るとしておりましたが、見直しが行なわれ、平成27年度時点では約20億円の減少となる予定でございます。

その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計しております。

また、地方債につきましてはそれぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費につきましては、平成28年度以降定年退職者と同数の新規採用の補充があるものとして推計しております。職員数の772人は、平成27年4月1日現在の普通会計職員数でございます。

扶助費は、平成27年度決算見込額を基準額とし、平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計しております。

公債費は、平成26年度以前の借入分の償還額に、平成27年度以降借入分の償還見込額を加算いたしております。

その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を加算した推計をいたしております。

特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしました。

投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成27年度決算見込額と同程度の

27億円で推移するものとしております。

特別事業分につきましては、「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しております。

また、投資的経費のその他として、電算システムリプレイス費用につきまして、平成27年度に実施いたしましたリプレイス費用6億2千万円を5年ごとに実施するものとして置き、自治体クラウド継続経費年間1200万円を谷間の年度に置いて推計いたしました。

なお、今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。

また、平成29年4月1日実施予定の消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため反映しておりません。

2ページをお願いします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成28年度から平成38年度までの11年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けて、区分ごとに推計値を記載いたしております。

通常分の歳入合計から歳出合計を差引きましたAの欄を見ていただきますと、平成29年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成30年度以降財源不足の状態となっております。

特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を、歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きましたBの欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

3ページをお願いします。③に通常分と特別事業分を合計しました全体分を記載しておりますが、一番上の行の歳入歳出差引額のA+Bの欄では、平成27年度以降、財源不足の状態となっております。

一番下の参考2の表をごらんください。一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画の効果額、二番目が平成28年度以降において経常経費を見直すことによる効果額、次が公共施設等総合管理計画に掲げております公共施設の維持補修費縮減額の効果額で、この行革等効果額の合計をA+Bの欄の下に記載いたしております。その下が、行革等効果額算入後の歳入歳出差引額となり、平成32年度をピークに徐々に減少していき、平成38年度以降は収支がほぼプラスになると推計をいたしております。

その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成27年度末残高見込み額の約146億円を取り崩して財源調整をすることとなり、平成37年度では約42億円まで減少し、平成38年度以降は改善すると推計いたしております。

その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、平成28年度の838億2千万円をピークに減少し、平成37年度以降は600億円以下で推移していくとしております。

参考1の表は、普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載いたしております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。